



# 情報(第194号)



令和7年8月29日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

岩国市錦町の「木谷峡」の清流。もみじ峡とも呼ばれる (令和7年8月16日)

## 最低賃金(令和7年)

令和7年8月4日(月)開催された第71回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申※がされました。これにより、各地方最低賃金審議会より地域別最低賃金の答申が相次いでいます。



山口県では、1,043円の答申がされ、本年10月16日から発効する予定です。そこで、今号は最低賃金制度の仕組みを解説します。

※ 上級の官庁や上役の問いに対して意見を申し述べることです。対義語は「諮問」で、上からの問いかけを意味します。つまり、最低賃金の諮問に対して答申がされる形式となっています。

### 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安

中央最低賃金審議会では、都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B Cの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示しています。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクが13県です。

各都道府県の引上げ額の目安については、ランクごとに次表のとおりです。

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

### 2 中央最低賃金審議会の答申の実態

「答申」がされたことによって、あたかも統一見解が示されたかのような印象があります。しかし、目安額に関して意見の一致に至っておらず、前項の目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を提示しているものにすぎません。

そうである以上前項の目安には正当性に疑問ありといえるでしょう。

### 3 賃上げの環境構築

最低賃金を引き上げるだけでは問題は解決しません。同時に経済成長・経済活性化策がなければ企業が対応できません。現在の我が国にそれがあのでしょうか。素人の意見として、埼玉の道路陥没事故のとおり、社会インフラの耐用年数経過が問題となっており、これに集中的に予算をつぎ込む、防衛力強化のために自国で武器弾薬を開発製造することは有力でしょう。

要旨、「中小企業が賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識で、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と持続的・安定的な

物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を定着させるために、特に地方、中小企業に配意しつつ、生産性向上を図り、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する」としています（冒頭の答申）。

おおむねよいとして、しかし、基本認識が中小企業に頑張れと言っているように読めます。前記のとおり経済成長・経済活性化策を講じるべきともう一步踏み込む必要があると考えます。

#### 4 助成金

続いて答申は、助成金活用として、業務改善助成金掲げています。これは、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に給される設備費用の助成です、

原則として生産性向上に資する設備投資等であり、事業場内最低賃金が 1,000 円未満である事業者では、貨物自動車、PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入の助成が可能です。とはいえ、対象がかなり限定されているため、去年は使っても今年は買うものがないといったことになり、非常に使いづらいという欠点があるのです。要件の緩和、拡充が必要です。

#### 5 中小企業の賃上げ実現策

答申は、更なる政府への要望として、価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとことの要望をしています。

下線部分は、最賃引き上げについてこれない中小企業は倒産してもやむを得ないと言っているように感じられます。

#### 6 最賃引き上げの影響

最後に、最賃上昇の効果を考察してみます。

正の効果として、該当労働者の収入増、価格転嫁ができるなら円滑な物価上昇、売上上昇、労働者の福祉向上となります。

負の効果として、企業の営業利益低下、賞与額減少、労働時間の削減、リストラ、雇用抑止、健康保険の被扶養者では収入見込額 130 万円超過の防止から就業調整をすることで人手不足が深刻化します。そして、これほどまでに急激な上昇だと、最悪、企業倒産となり得るでしょう。このように、最賃上昇はよいことばかりではなく、これほどまでの水準なら害悪も大です。

最賃上昇圧力がこれほど高いのは、総理の表明があるからでしょう。賃金額は労使交渉で決まるものです。しかし、現下の、一方的な最賃引き上げでは、政府が実質、労使関係に口出ししていることに近いといえます。

ただ、そうはいえ、結論は変わらないので、各企業が課題を見つけて、その解決策を構築し、生産性向上に努力をすべきともいえます。中小企業生き残りの時代に挑戦しましょう。